

稻美町地域公共交通活性化協議会公開要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、稻美町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

（会議の開催の周知）

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として開催日前に周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、傍聴手続、傍聴人の定員、その他必要な事項とする。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は、会場の広さを勘案し概ね10人を目安に、会長が会議開催の都度定める。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議開催予定時刻の10分前までに、傍聴申出書に所要の事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い申出書が前条に規定する定員を超える場合は、会議開会前に傍聴の申出順で抽選により決定する。

（傍聴席）

第6条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴できない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

（2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

（3）はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）感染症の疾病があると認められる者又は発熱等の風邪の症状が見られるなど感染が疑われる者

（8）酒気を帯びていると認められる者

（9）異様な服装をしている者

（10）その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は会議を傍聴することはできない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (7) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(傍聴人の配布資料等)

第9条 傍聴人への配布資料は、会議次第又は議題を記載した資料のみとする。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべての事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が、非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要綱の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱い)

第12条 報道関係者については、あらかじめ会長の許可を得た場合は、第4条、第5条、第7条第4号及び第8条第6号の規定は適用しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に關係し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年5月27日から施行する。